

3. 交通事業者のチャレンジ支援事業費補助金①

書類のやり取りは協会と

1. 概要

県が開催する採用力向上セミナーに参加した事業者を対象に、セミナーで習得した知識・ノウハウなどの実践にチャレンジする事業者を支援

2. 事業内容

(1) 対象経費

令和8年4月1日以降に実施する事業者の採用力向上のために必要な経費

(2) 補助率・補助上限額

1/2・75万円

- ※ 対象事業費の上限は150万円
- ※ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て
- ※ 消費税額及び地方消費税額を含まない

(3) 要件

県が開催する採用力向上セミナーに参加すること（令和8年度は5、7、8月に開催予定）

例えば...

- ・採用広告の掲載料
- ・ホームページの改修費
- ・オンライン面接の環境整備
（PC・カメラ・マイク等の設置）
- ・企業の採用メッセージの制作委託
- ・採用コンサルティングへの委託料 など

3. 交通事業者のチャレンジ支援事業費補助金②

書類のやり取りは協会と

3. 手続き

随時募集

審査

実施

事業完了後

①（事業者⇒協会） 交付申請書の提出

<必要な書類>

- ・ 交付申請書（様式1）
- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 見積書等の金額の確認できる書類の写し
- ・ 支払先口座が確認できる書類の写し

②（協会⇒事業者） 交付決定通知

変更が生じたら変更承認申請書の提出

<必要な書類>

- ・ 変更承認申請書（様式2）
- ・ 変更後の事業計画書（別紙1）

交付決定後、概算払を請求することが可能

<必要な書類>

- ・ 概算払請求書（様式4）

③（事業者⇒協会） 実績報告書の提出

<必要な書類>

- ・ 実績報告書（様式3）
- ・ 事業報告書（別紙2）
- ・ 国庫補助事業の実績報告書及び添付書類の写し
- ・ 国庫補助事業の額確定通知

④（協会⇒事業者） 確定通知書 & 支払い